

寄附行為

学校法人 大阪信愛女学院

学校法人大阪信愛女学院寄附行為

第一章 総則

(名称)

第一条 本法人は、学校法人大阪信愛女学院と称する。

(事務所の所在地)

第二条 本法人は、事務所を大阪市城東区古市二丁目七番三十号に置く。

第二章 目的及び設置する学校

(目的)

第三条 本法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、カトリック精神に基づき誠実敬虔で社会の福祉に貢献する有能な人物を養成するため、学校を設置することを目的とする。

(設置する学校)

第四条 本法人が前条に規定する目的を達するために設置する学校は、次に掲げるものとする。

- 一 大阪信愛学院大学
教育学部 教育学科
看護学部 看護学科
- 二 大阪信愛学院短期大学
看護学科
- 三 大阪信愛学院高等学校
全日制課程
- 四 大阪信愛学院中学校
- 五 大阪信愛学院小学校
- 六 大阪信愛学院幼稚園

(設置する保育所)

第四条の二 本法人が第三条に規定する目的を達するために設置する保育所は、次に掲げるものとする。

一 大阪信愛学院保育園

第三章 役員及び理事会

(役員)

第五条 本法人に、次の役員を置く。

一 理事 九名

二 監事 二名

- 2 理事のうち一名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 3 理事（理事長を除く。）のうち五名以内を常勤理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常勤理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第六条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

一 幼きイエズス修道会管区長の職にある者又は管区長の推薦する者、並びに大阪信愛学院大学長の職にある者

二 評議員の中から理事会において選任された者 三名

三 本法人に関係ある学識経験者の中から理事会において選任された者 四名

2 本法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が一人を超えて含まれてはならない。

3 第1項第一号及び第二号の理事は、管区長、学長、又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(理事長の職務及び代理等)

第七条 理事長は本法人を代表し、業務一切を総理する。

2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(理事の代表権の制限)

第八条 理事長以外の理事は、本法人の業務について、本法人を代表しない。

(監事の選任)

第九条 監事は、理事会において選出した候補者（カトリック信者又はカトリックに理解のある学識経験者）の中から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 本法人の監事には、本法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに本法人の職員（学校長、幼稚園長及び教員その他の職員を含む。以下同じ。）が含まれてはならない。

3 本法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

4 第1項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

（監事の職務）

第十条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

一 本法人の業務を監査すること。

二 本法人の財産の状況を監査すること。

三 本法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

四 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、本法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

七 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見をのべること。

2 前項第六号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする。理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又は、これらの行為を

する恐れがある場合において、当該行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（役員の任期）

第十一条 役員（第六条第1項第一号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、三年とする。但し、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は常勤理事にあつては、その職務を含む。）を行う。

（役員の解任及び退任）

第十二条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

三 職務上の義務に著しく違反したとき。

四 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

一 任期の満了。

二 辞任。

三 死亡。

四 私立学校法に掲げる役員の欠格事由に該当するに至ったとき。

（理事会）

第十三条 本法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の二分の一以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
9 第十条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第14項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 議長は、理事として議決に加わることができない。

14 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

第十四条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事二名以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(役員の報酬)

第十五条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第四章 評議員会及び評議員

(評議員の選任)

第十六条 本法人の評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本法人の理事のうち、第六条第1項第一号及び第三号に掲げる理事 六名
- 二 幼きイエズス修道会員である本法人の教職員のうちから、理事会において選任した者 四名
- 三 本法人の設置する学校を卒業した者で年令二十五歳以上のものうちから理事会において選任した者 四名
- 四 本法人に係のある学識経験者のうちから理事会において選任した者 五名
- 2 評議員のうちには、役員のいずれか一人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれてはならない。
- 3 第1項第一号及び第二号に規定する評議員は、本法人の理事及び教職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(評議員会)

第十七条 本法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、十九人の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

7 評議員会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみな

す。

10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

（諮問事項）

第十八条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

一 予算及び事業計画

二 事業に関する中期的な計画

三 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

五 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

六 寄附行為の変更

七 合併

八 目的たる事業の成功の不能による解散

九 その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

（評議員会の意見具申等）

第十九条 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（任期）

第二十条 評議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(議事録)

第二十一条 議長は、評議員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員二名以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(評議員の解任及び退任)

第二十二条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

(評議員の報酬)

第二十三条 第十五条の規定は、評議員について準用する。

第五章 資産及び会計

(資産)

第二十四条 本法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第二十五条 本法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2 基本財産は、本法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記

載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、本法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第二十六条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、本法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、評議員会の意見を聴いたうえ、理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第二十七条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第二十八条 本法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第二十九条 本法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第三十条 本法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 本法人の事業に関する中期的な計画は、五年以上十年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第三十一条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会

において理事総数（現在数）の三分の二以上の議決がなければならぬ。借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（決算及び実績の報告）

第三十二条 本法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見をもとめなければならない。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第三十三条 本法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 本法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為（以下この項において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、本法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

（情報の公表）

第三十四条 本法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

二 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

四 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

第六章 解散

(解散)

第三十五条 本法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

一 理事会における理事総数（現在数）の三分の二以上の議決及び評議員会の議決（第二号に掲げる事由を除く。）

二 本法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数（現在数）の三分の二以上の議決

三 合併

四 破産

五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認可を受けなければならない。また、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

3 前項第三号の合併をしようとするときは、評議員会の意見を聴いたうえ、理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第三十六条 本法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

第七章 寄附行為

(寄附行為の変更)

第三十七条 この寄附行為を変更しようとするときは、評議員会の意見を聴いたうえ、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣に届出なければならない。

第八章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第三十八条 本法人は、第三十三条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えておかなければならない。

- 一 役員及び評議員の履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- 三 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第三十九条 本法人の公告は、日刊新聞に掲載し及び大阪信愛女学院の掲示場に掲して行う。

(施行細則)

第四十条 この寄附行為の施行についての細則その他本法人及び本法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 本法人組織変更当初の役員は、次の通りとする。

理事

兵庫県宝塚市鹿塩字高丸一の一四〇 ソール・アンドレア

神戸市生田区中山手通二丁目八番地 ソール・テオファニ

和歌山市屋形町三丁目七番地 大山 ヤヨ

大阪市城東区古市北通四丁目五番地 山田 通子

全 堤 キワ

監事

兵庫県宝塚市鹿塩字高丸一の一四〇 ソール・センポール

神戸市生田区下山手通七丁目九七の三 宮崎 シヲ

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、昭和二十六年三月十三日から施行する。
- 2 この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和六十二年十一月六日)から施行する。
- 3 この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成二年四月二十五日)から施行する。
- 4 平成二年十月二十九日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成二年十一月十五日から施行する。
- 5 平成十二年八月二日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成十三年四月一日から施行する。
- (大阪信愛女学院短期大学の生活文化学科の存続に関する経過措置)
- 6 大阪信愛女学院短期大学の生活文化学科は、改正後の寄附行為第四条第一号の規定にかかわらず、平成十三年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 7 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成十六年一月九日)から施行する。
- 8 平成十七年三月九日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成十七年四月一日から施行する。
- 9 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成二十年十月三十一日)から施行する。
- 10 この寄附行為は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 11 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成二十三年十月二十日)から施行する。
- (大阪信愛女学院短期大学初等教育学科の存続に関する経過措置)
- 12 大阪信愛女学院短期大学初等教育学科は、改正後の寄附行為第四条第一号の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 13 平成二十六年四月一日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 14 平成二十九年九月十五日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成三十年四月一日から施行する。
- 15 令和二年三月二十四日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和二年四月一日から施行する。
- 16 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和三年八月二十七日)から施行する。
- この寄附行為は、令和五年四月一日から施行する。